最高裁秘書第10号令和2年1月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年12月11日付け(同月13日受付,第014559号)で申出のありました司法行政文書の開示について,下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
 - (1) 「平成29年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官,院卒者区分)」と題する文書(片面で1枚)
 - (2) 「平成29年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官,大卒程度区分)」と 題する文書(片面で1枚)
- (3) 「平成29年度実施結果 総合職試験(家庭裁判所調査官補)」と題する文書(片面で1枚)
- (4) 「平成29年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官,大卒程度区分)」と 題する文書(片面で1枚)
- (5) 「平成29年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官,高卒者区分)」と題 する文書(片面で1枚)
- 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課(文書室)電話03(3264)5652(直通)

平成29年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官, 院卒者区分)

1. 申込者数等

				第1次	試験			第2次	、試験		第3次	試験	最終	te i	•	
勤務地	申込	者数	有刻 受験		合格	者数	有3 受験		合格者	数	有交 受験者		合格者		倍率	
東京高等裁判所の 管轄区域	132	(42)	90	(32)	29	(8)	28	(7)	. 7	(1)	7	(1)	2	(0)	45.0	
大阪高等裁判所の 管轄区域	55	(21)	39	(18)	28	(12)	27	(12)	7	(3)	6	(2)	1	(0)	39.0	
名古屋高等裁判所の 管轄区域	20	(6)	14	(5)	14	(5)	14	(5)	4	(3)	4	(3)	4	(3)	3.	
太島高等裁判所の 管轄区域	5	(1)	4	(1)	2	(1)	1	(0)	0	(0)	_	-			_	
福岡高等裁判所の 管轄区域	22	(9)	18	(7)	16	(6)	16	(6)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	4.	
山台高等裁判所の 管轄区域	8	(2)	4	(1)	3	(1)	3	(1)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	4.	
札幌高等裁判所の 管轄区域	2	(1)	0	(0)	_	-	_	-	_	_	_	-	-	-		
高松高等裁判所の 管轄区域	5	(3)	2	(1)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	2.	
合 計	249	(85)	171	(65)	93	(33)	90	(31)	24	(8)	23	(7)	13	(4)	13.	

[※] 倍率は, 第1次試験有効受験者数:最終合格者数です。

2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	30	11	14.08	3.66
専門試験	30	14	22.32	4.44

※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

^{※ ()}内の数字は女性の人数(内数)です。

平成29年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

1. 申込者数等

A Control of the Cont				第1次	《試験			第2次	ス試験		第3次	試験	最終	Þ		
勤務地	申込:	者数	有? 受験:		合格	者数	有多 受験		合格者	香数	有效 受験者		合格者数		倍率	
東京高等裁判所の 管轄区域	300	(88)	160	(53)	66	(15)	52	(13)	16	(1)	16	(1)	10	(1)	16.0	
大阪高等裁判所の 管轄区域	110	(39)	61	(23)	7	(1)	4	(1)	2	(1)	2	(1)	0	(0)	_	
名古屋高等裁判所の 管轄区域	56	(22)	35	(11)	15	(4)	12	(3)	2	(1)	2	(1)	1	(0)	35.0	
広島高等裁判所の 管轄区域	27	(9)	17	(7)	7	(2)	4	(1)	0	(0)	-	-	Topografia and a second services	-[
福岡高等裁判所の 管轄区域	120	(45)	73	(26)	15	(4)	13	(4)	2	(1)	1	(0)	1	(0)	73.0	
仙台高等裁判所の 管轄区域	52	(21)	41	(18)	13	(6)	12	(5)	1	(1)	1	(1)	1	(1)	41.0	
札幌高等裁判所の 管轄区域	12	(4)	5	(2)	5	(2)	4	(1)	1	(1)	1	(1)	1	(1)	5.0	
高松高等裁判所の 管轄区域	29	(9)	19	(6)	5	(1)	4	(1)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	19.0	
合 計	706	(237)	411	(146)	133	(35)	105	(29)	25	(6)	24	(5)	15	(3)	27.4	

[※] 倍率は, 第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。

2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	40	14	19.06	5.25
専門試験	30	12	16.18	4.80

※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

^{※ ()}内の数字は女性の人数(内数)です。

平成29年度実施結果 総合職試験(家庭裁判所調査官補)

1. 申込者数等

	THE REPORT OF THE PROPERTY OF	第13	で試験	第2次試験	最終	
試験種別	申込者数	有効 受験者数	合格者数	有効 受験者数	合格者数	倍率
院卒者区分	172(110)	138(89)	64(37)	56(32)	14(7)	9.9
大卒程度区分	561 (356)	413(272)	190(130)	182(123)	42 (33)	9.8

- ※ 倍率は、第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。 ※()内の数字は女性の人数(内数)です。

2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

E. const	試験種別	試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
	院卒者区分	基礎能力試験	30	11	13.64	4.09
10000	大卒程度区分	基礎能力試験	40	14	18.01	5.47

※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず 不合格となります。

平成29年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

1. 申込者数等

The state of the s	Sylvanic		and the second second second second	第1次	試験		第2次試験		最終 合格者数		
勤務地	申込	者数		有効 受験者数		合格者数		効 者数			倍率
東京高等裁判所の 管轄区域	4,856	(2,099)	3,040	(1,377)	1,144	(466)	1,127	(468)	350	(181)	8.7
大阪高等裁判所の 管轄区域	2,151	(965)	1,525	(732)	352	(145)	354	(154)	135	(73)	11.3
名古屋高等裁判所の 管轄区域	1,448	(653)	1,098	(520)	311	(131)	306	(133)	115	(59)	9.5
広島高等裁判所の 管轄区域	695	(310)	522	(249)	289	(131)	268	(125)	104	(60)	5.0
福岡高等裁判所の 管轄区域	1,637	(764)	1,151	(555)	216	(89)	225	(92)	85	(41)	13.5
仙台高等裁判所の 管轄区域	777	(339)	578	(260)	232	(86)	221	(87)	81	(40)	7.1
札幌高等裁判所の 管轄区域	243	(93)	147	(57)	110	(39)	108	(40)	41	(17)	3.6
高松高等裁判所の 管轄区域	550	(284)	408	(207)	162	(76)	150	(71)	50	(25)	8.2
合 計	12,357	(5,507)	8,469	(3,957)	2,816	(1,163)	2,759	(1,170)	961	(496)	8.8

- ※ 総合職試験(裁判所事務官)特例希望者を含みます。
- ※ 倍率は、第1次試験有効受験者数・最終合格者数です。
- ※ ()内の数字は女性の人数(内数)です。
- ※ 平成29年9月15日, 数値の一部を訂正しました。

2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	40	14	18.95 (23.20)	4.90 (3.86)
専門試験	30	12	17.32 (21.66)	4.79 (3.18)

- ※ 括弧内は、総合職試験(裁判所事務官)の第2次試験の不合格者又は第3次試験の有効受験者(いずれも特例希望者に限る。)を含む第2次試験有効受験者の平均点及び標準偏差です(最終合否判定に使用)。
- ※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

平成29年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官, 高卒者区分)

1. 申込者数等

, the first of the second control of the sec	12 30 000		第1次試験				第2次	試験	最終	b		
勤務地	申込者	首数	有 受験		合格	当数	有 有 受験		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		倍率	
東京高等裁判所の 管轄区域	870	(421)	641	(327)	108	(47)	·86	(43)	28	(16)	22.9	
大阪高等裁判所の 管轄区域	570	(243)	464	(216)	34	(14)	32	(14)	10	(8)	46.4	
名古屋高等裁判所の 管轄区域	292	(136)	236	(118)	38	(16)	27	(14)	12	(6)	19.7	
広島高等裁判所の 管轄区域	315	(151)	262	(136)	48	(22)	31	(16)	15	(7)	17.9	
福岡高等裁判所の 管轄区域	1,257	(594)	977	(495)	45	(20)	36	(17)	12	(8)	81.4	
仙台高等裁判所の 管轄区域	216	(120)	198	(113)	, 23	(9)	19	(7)	5	(4)	39.6	
札幌高等裁判所の 管轄区域	294	(152)	253	(134)	15	(5)	14	(5)	5	(1)	50.6	
高松高等裁判所の 管轄区域	175	(94)	143	(77)	24	(16)	24	(16)	8	(6)	17.9	
合 計	3,989	(1,911)	3,174	(1,616)	335	(149)	269	(132)	95	(56)	33.4	

[※] 倍率は、第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。 ※ ()内の数字は女性の人数(内数)です。

- 2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

試験種目	満点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	45	19.29	5.04